

東京ベルベットの株式會社

一、右の如く、東京ベルベットの株式會社（以下「會社」とす）は、昭和十一年六月一日に設立され、資本金は、一億圓に定額し、そのうち、現金は、一、〇〇〇萬圓、株主からの払込金は、九、〇〇〇萬圓に達している。また、同會社は、設立後、事業の進展に伴い、資本金を増額し、昭和二十一年六月一日に、一億五千萬圓に増額した。この増額金は、現金一、〇〇〇萬圓、株主からの払込金五、〇〇〇萬圓に充てられた。

一、右の如く、東京ベルベットの株式會社は、昭和二十一年六月一日に、東京ベルベットの株式會社（以下「東京ベルベット株式會社」とす）と、東京ベルベットの株式會社（以下「東京ベルベット株式會社」とす）との間で、東京ベルベットの株式會社の株式を譲渡する旨の譲渡契約を締結し、同譲渡契約に基づき、東京ベルベットの株式會社の株式を譲渡した。この譲渡は、昭和二十一年六月一日に完了した。譲渡の結果、東京ベルベットの株式會社の株式は、東京ベルベットの株式會社（以下「東京ベルベット株式會社」とす）の所有に帰した。

(別紙)

覚書

東京ベルベットの株式會社従業員労働争議ハ今回調停官ノ斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ本覺書ニ通シ作成シ當事者双方及ビ調停者各一通シテ保持スルモノトス

記

一、茲ニ會社ヨリ解雇ヲ条表シタル三十四名ハ向後會社

トハ莫關係タルコト

一、會社ハ今回ノ解雇者中二十六名ニ對シ解雇手續トシ

テ日給四十四日分ヲ支給スルコト

一、右解雇者ニ對シテハ特ニ家族救済金トシテ五百八十七圓